プレスリリース No. 38

令和4年12月13日(火) 香川県鳥インフルエンザ対策本部 畜産課 矢野(内3824)・坂下(内3825) 直通087-832-3427・087-832-3429

高病原性鳥インフルエンザ(4例目)に係る殺処分の状況について

三豊市の養鶏場で発生した高病原性鳥インフルエンザ (4 例目) に係る殺処分の 状況について、以下のとおりお知らせします。

1 殺処分の状況

12月11日(日) 7時00分 殺処分開始 12月13日(火) 12時現在 約78,000羽/約80,000羽 96パーセント

2 その他

- (1) 現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願いいたします。特に、ヘリコプターやドローンを使用しての取材は防疫作業の妨げとなるため、厳に慎むようお願いいたします。
- (2) また、日本では、これまで家きん肉及び家きん卵を食べることにより、鳥 インフルエンザウイルスが人に感染した事例は報告されていません。
- (3) 今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者が根拠のない噂などにより混乱することがないよう、御協力をお願いいたします。